

資格取得を希望する場合の注意事項

以下の要件をご確認の上、必ず出願前に中百舌鳥キャンパス窓口までご相談ください。

1. 教育職員免許状

本学で開設する「教科及び教職に関する科目」、「養護及び教職に関する科目」及び「栄養に係る教育及び教職に関する科目」の履修を認めます（一部科目を除く）。

ただし、実験・実習・演習科目の履修は、本学の卒業生に限ります。

なお、2019年度から新設となる「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」に該当する科目の履修は、2019年度は本学の卒業生に限りますので、ご注意ください。

また、本学の卒業生で教育実習又は介護等の体験を希望する場合は、履修要件があり、実習の前年度に申込みが必要となりますので、事前にご相談ください。

履修のご相談の際には、出身大学が発行する学力に関する証明書（教職の単位修得証明書）を持参の上、窓口までお越しくください。なお、教育職員検定により免許状を取得する場合は、事前に、居住地の都道府県教育委員会（現職教員の場合は、勤務地の都道府県教育委員会）に必要単位の内訳等をご確認ください。

2. 社会福祉士

資格取得に必要な実習・演習科目は、本学 地域保健学域 教育福祉学類・人間社会学部 社会福祉学科・社会福祉学部卒業生に限り、履修を認めます。

なお、社会福祉実習の履修は、社会福祉実習を除く社会福祉士試験受験資格指定科目を修得した者に限ります。

また、社会福祉実習の科目等履修は、2021年度まで実施し、2022年度からは廃止しますので、希望者は2021年度までに、履修してください。2008年度以前入学生については、告示改正によるカリキュラム変更により、科目等履修が可能かを確認する必要がありますので、余裕をもって事前にご相談ください。

3. 保育士

資格取得に必要な科目は、本学 地域保健学域 教育福祉学類・人間社会学部 社会福祉学科・社会福祉学部卒業生に限り、履修を認めます。

ただし、2019年4月1日からの告示改正に伴い、2019年3月31日以前の卒業生が、科目等履修で保育士資格を取得するためには、新カリキュラムの内容を満たす必要があります。

このため、卒業前に履修済みの保育士指定科目及び単位を新カリキュラムに読み替えた上で、新カリキュラムに定める内容を満たすために必要な科目及び単位を履修する必要がありますので、ご注意ください。確認に時間が必要となりますので、余裕をもって事前にご相談ください。

4. スクールソーシャルワーク教育課程

課程修了に必要な実習・演習科目は、例外的に、本学の卒業生以外の方の履修も認めます。ただし、以下の条件があります。

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格所持者
- (2) スクールソーシャルワーク実践の予定があり、ほかのスクールソーシャルワーク課程修了に必要な科目をすでに履修を終え単位を得ている方

なお、実習先の都合上、人数制限を設けているため、レポート課題により選考をします。(講義科目については、人数制限がないため、レポート課題提出の必要はありません。)

【レポート課題】 A4 2枚以内で作成の上、出願受付期間中に提出してください。

- (1) 簡単な略歴(現在の仕事、ボランティアを含む学校における実践経験や子ども、福祉に関する仕事の経験について)、SSW勤務予定の日数(週〇日予定)等
- (2) スクールソーシャルワークに興味を持った経緯
- (3) 現代の子どもの問題、特に学校において福祉がどのようにアプローチできるか、学校と福祉の連携を生む方策について。

注) 本学の卒業生とは、大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学を含みます。